改正後	改正前
2　飼料添加物の量の表示については、次による。 1）　（略） 2）　プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、プロピオン酸としての含有率を、ギ酸（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、ギ酸としての含有率を、フマル酸（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、フマル酸としての含有率をそれぞれパーセントで表示するものとする。 3）～7）　（略） 3　（略） ウ　（略）	2　飼料添加物の量の表示については、次による。 1）　（略） 2）　プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウムについては、プロピオン酸としての含有率を、ギ酸については、ギ酸としての含有率を、フマル酸については、フマル酸としての含有率をそれぞれパーセントで表示するものとする。 3）～7）　（略） 3　（略） ウ　（略）

改正後			
		処分を制限する財産の名称等	
	補助金等の名称	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
一	新市場創出対策事業費補助金 新市場創出対策整備費補助金 （略） 農業水利施設保全管理推進交付金 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金	（略）	（略）	（略）

改正前			
		処分を制限する財産の名称等	
	補助金等の名称	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
一	新市場創出対策事業費補助金 （新設） （略） 農業水利施設保全管理推進交付金 （新設） 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
硫酸Ｌ－リジン	リジン
リン酸一水素カリウム（乾燥）	リン酸一水素カリウム
リン酸一水素ナトリウム（乾燥）	リン酸一水素ナトリウム
リン酸二水素カリウム（乾燥）	リン酸二水素カリウム
リン酸二水素ナトリウム（乾燥）	リン酸二水素ナトリウム
リン酸二水素ナトリウム（結晶）	リン酸二水素ナトリウム